

2.1.5 水域

1. 水域利用の状況

事業計画地周辺の海域は、図 2.1.9 に示すとおり大阪港港湾区域である。大阪港港湾区域内には漁港法（昭和 25 年 法律第 37 号）に基づく漁港区域はなく、漁業権は設定されていない。なお、海面漁業生産統計調査（農林水産省ホームページ、令和 3 年 7 月閲覧）によると、大阪市における平成 30 年の漁獲量は 210t である。

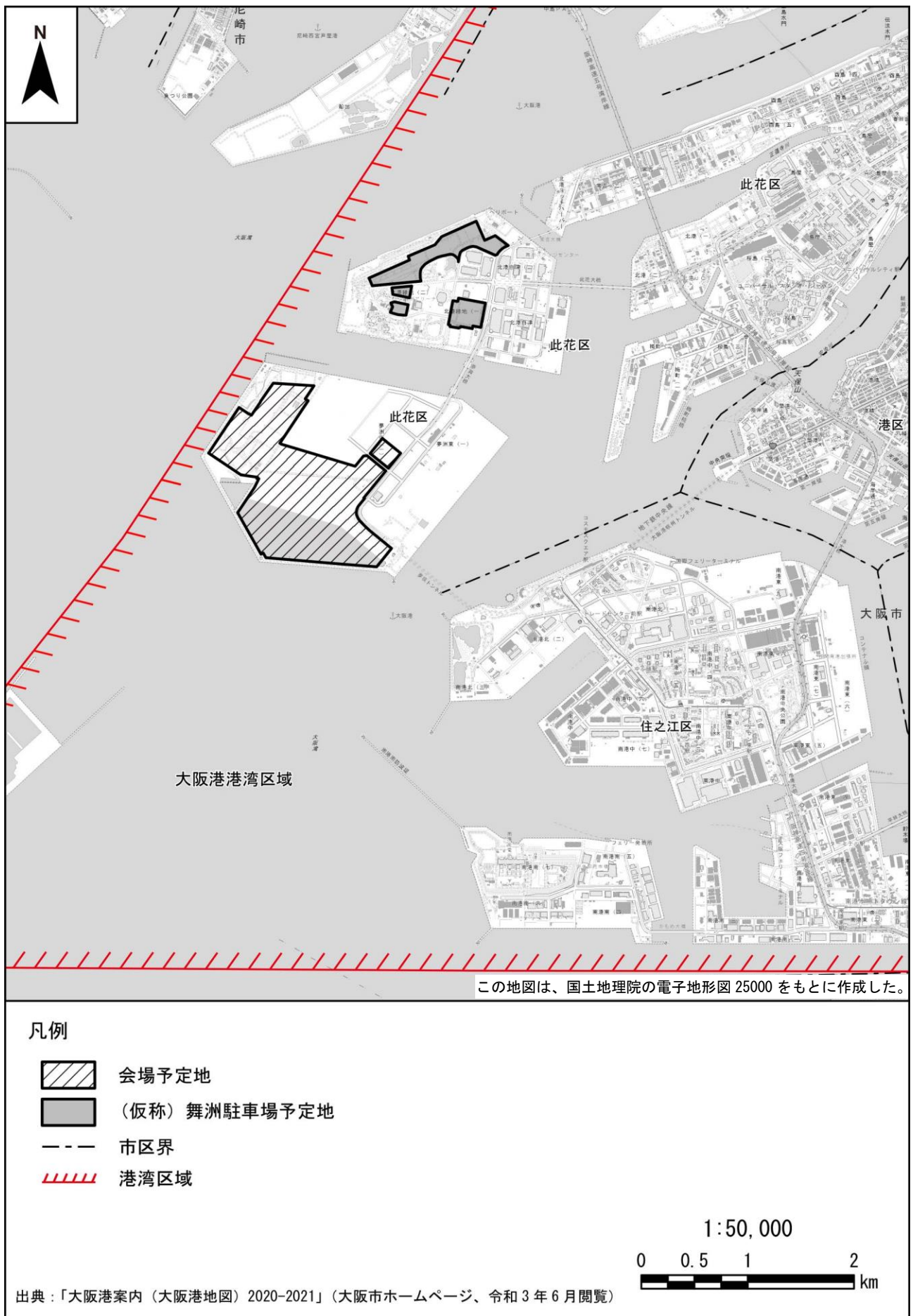


図 2.1.9 大阪港港湾区域図

2. 上水道、下水道

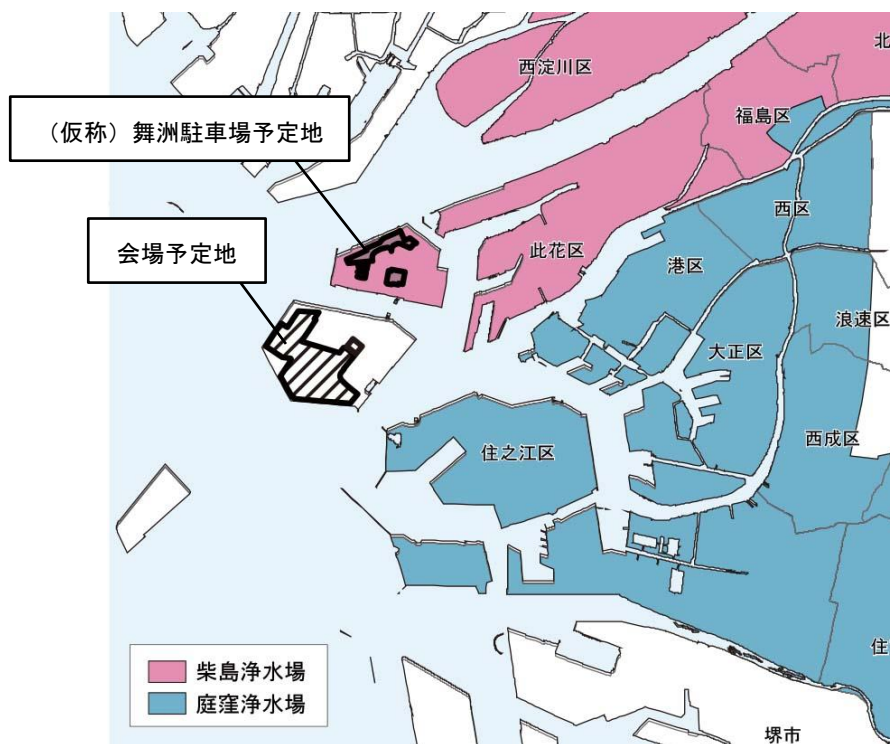
(1) 上水道

大阪市における上水道の総合取水量及び給水量等の推移は表 2.1.12 に、浄水場別の給水区域は図 2.1.10 に示すとおりである。平成 30 年度における大阪市の総合取水量は約 4 億 3 千万 m³、給水量は約 4 億 1 千万 m³、給水人口は約 270 万人、給水世帯数は約 160 万戸となっている。5 年間の推移をみると、給水人口及び給水世帯数は増加傾向にあるが、総合取水量及び給水量ともに減少傾向にある。会場予定地が位置する夢洲については、今後大阪市が上水道の整備を計画している。

表 2.1.12 総合取水量及び給水量等の推移

年度	取水量 (総数) (m ³)	給水量 (m ³)	有効率 (%)	1 日一人 当たり平均 給水量 (L)	給水 人口 (人)	給水 世帯数 (戸)	給水契約数			
							総数	一般用	業務用	湯屋用
平成 26 年	448,342,400	426,432,700	93.6	434.3	2,690,214	1,536,275	1,029,220	1,028,634	263	323
平成 27 年	432,054,200	410,393,400	93.6	415.7	2,694,610	1,556,135	1,053,154	1,052,571	290	293
平成 28 年	427,260,900	403,349,000	95.1	408.6	2,704,557	1,576,080	1,076,585	1,076,028	282	275
平成 29 年	432,621,600	405,103,000	94.6	408.5	2,716,989	1,596,512	1,100,143	1,099,619	267	257
平成 30 年	431,831,800	405,775,100	93.9	407.4	2,728,981	1,616,837	1,123,142	1,122,713	191	238

出典：「大阪市統計書」（大阪市、令和元年）



出典：「大阪市水道事業概要」（大阪市水道局、令和 2 年）

図 2.1.10 浄水場別給水区域

(2) 下水道

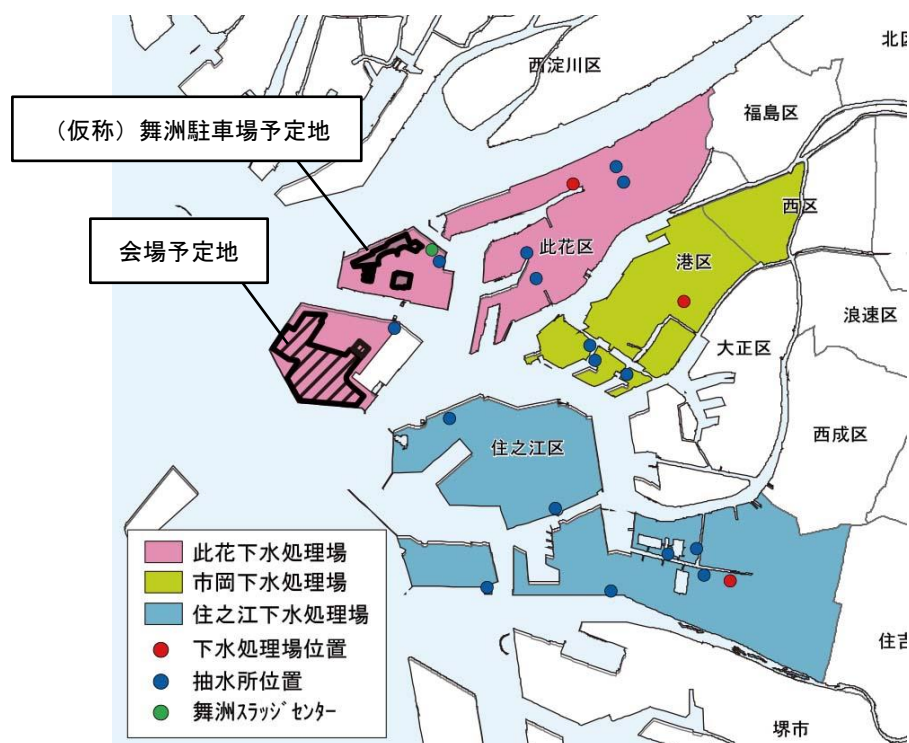
大阪市の令和元年度末の下水道の普及状況は表 2.1.13 に、事業計画地及びその周辺の下水処理場別の処理区域は図 2.1.11 に示すとおりである。

大阪市では、早くから下水道の整備に努めてきた結果、面積普及率は 97.6%、人口普及率は 99.9%となっている。会場予定地は、令和元年度第 2 回大阪市都市計画審議会において、此花下水処理場の排水区域に編入された。

表 2.1.13 下水道の普及状況（令和元年度末）

区域	処理面積 (ha)	陸地面積 (ha)	処理区域 面積普及率 (%)	処理人口 普及率 (%)	下水管 渠延長 (km)	処理 場数	処理能力 (m ³ /日)
此花処理区域	1,387	—	—	—	—	1	168,000
市岡処理区域	821	—	—	—	—	1	120,000
住之江処理区域	3,231	—	—	—	—	1	220,000
大阪市全域	19,052	19,523	97.6	99.9	4.961	12	2,844,000

出典：「大阪市環境白書（令和 2 年度版）」（大阪市ホームページ、令和 3 年 6 月閲覧）



※大阪市資料をもとに作成

図 2.1.11 下水処理場別処理区域

2.2 生活環境の概要

2.2.1 大気質

「令和元年度の大気汚染状況」、「令和元年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市ホームページ、令和3年6月閲覧）及び「大阪市環境白書（令和2年度版）」（大阪市ホームページ、令和3年6月閲覧）によると、事業計画地周辺における大気質の現況は以下に示すとおりである。

なお、大阪市内における大気汚染常時監視測定局の配置は図2.2.1に、事業計画地周辺の測定局における測定結果の概要は表2.2.1(1)、(2)に、それぞれ示すとおりである。

1. 二酸化窒素（NO₂）

事業計画地から最も近い住之江区の南港中央公園測定局の、令和元年度における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.043ppmであった。そのほか住之江区では、清江小学校測定局、北粉浜小学校測定局、住之江交差点測定局で測定が行われており、それぞれ0.040ppm、0.038ppm、0.044ppmであった。また、此花区では此花区役所測定局で0.036ppmであった。

なお、令和元年度の市内における環境基準達成状況は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）13局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）11局の全局で達成した。

2. 浮遊粒子状物質（SPM）

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和元年度における浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.036mg/m³であった。そのほか清江小学校測定局、北粉浜小学校測定局においてそれぞれ0.035mg/m³、0.046mg/m³であった。また、此花区役所測定局で0.037mg/m³であった。

なお、令和元年度の市内における環境基準達成状況は、一般局（14局）及び自排局（9局）の全局で達成した。

3. 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和元年度における微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間98%値は12.9μg/m³及び29.3μg/m³であった。そのほか北粉浜小学校測定局で15.1μg/m³及び37.6μg/m³であった。また、此花区役所測定局で11.2μg/m³及び26.1μg/m³であった。

なお、令和元年度の市内における環境基準達成状況は、一般局（7局）の全局で達成し、自排局5局のうち4局で達成した。

4. 光化学オキシダント（O_x）

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和元年度における光化学オキシダントの昼間（午前6時から午後8時）の1時間値の年平均値は、0.025ppmであった。そのほか清江小学校測定局で0.030ppmであった。また、此花区役所測定局で0.028ppmであった。

なお、令和元年度の市内における環境基準達成状況（短期的評価）は、前年度に引き続き一般局（13局）の全局で達成しなかった。

5. 二酸化硫黄 (SO₂)

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和元年度における二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.008ppmであった。そのほか清江小学校測定局で0.012ppmであった。また、此花区役所測定局で0.010ppmであった。

なお、令和元年度の市内における環境基準達成状況は、一般局（10局）及び自排局（2局）の全局で達成した。

6. 一酸化炭素 (CO)

此花区、港区、住之江区では一酸化炭素の測定は行われていない。事業計画地から近いところでは、西淀川区の出来島小学校測定局で行われており、令和元年度における日平均値の2%除外値は0.5ppmであった。

なお、令和元年度の市内における環境基準達成状況は、自排局（3局）の全局で達成した。



出典：「令和元年度の大気汚染状況」（大阪市ホームページ、令和3年6月閲覧）

図 2.2.1 大気汚染常時監視測定局の配置

表 2.2.1(1) 大気質の測定結果の概要（一般環境大気測定局）

番号	測定局名	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM _{2.5})			光化学オキシダント (O _x)				二酸化硫黄 (SO ₂)			
		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
		(ppm)	(ppm)		(mg/m ³)	(mg/m ³)			(μg/m ³)	(μg/m ³)		(ppm)	(日)	(時間)		(ppm)	(ppm)		
2	此花区役所	0.019	0.036	○	0.016	0.037	無	○	11.2	26.1	○	0.028	41	175	×	0.005	0.010	無	○
9	清江小学校	0.017	0.040	○	0.014	0.035	無	○	—	—	—	0.030	57	230	×	0.005	0.012	無	○
14	南港中央公園	0.020	0.043	○	0.016	0.036	無	○	12.9	29.3	○	0.025	38	146	×	0.004	0.008	無	○
市内平均		0.017	—	13— 13	0.016	—	—	14— 14	12.5	—	7— 7	0.030	63	284	0— 13	0.004	—	—	10— 10
環境基準		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。			日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。			

表 2.2.1(2) 大気質の測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）

番号	測定局名	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM _{2.5})			一酸化炭素 (CO)				二酸化硫黄 (SO ₂)			
		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
		(ppm)	(ppm)		(mg/m ³)	(mg/m ³)			(μg/m ³)	(μg/m ³)		(ppm)	(ppm)			(ppm)	(ppm)		
16	出来島小学校	0.022	0.046	○	0.017	0.040	無	○	12.0	27.6	○	0.3	0.5	無	○	0.003	0.005	無	○
17	北粉浜小学校	0.020	0.038	○	0.018	0.046	無	○	15.1	37.6	×	—	—	—	—	—	—	—	—
23	住之江交差点	0.024	0.044	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市内平均		0.021	—	11— 11	0.017	—	—	9— 9	12.2	—	4— 5	0.3	—	—	3— 3	0.003	—	—	2— 2
環境基準		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。			日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であること。			日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。			

- 注：1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。
2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、（環境基準達成局数） / （有効測定局数）を示す。
3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価による。
4. 番号は図 2.2.1 に対応している。

出典：「令和元年度の大気汚染状況」（大阪市ホームページ、令和3年6月閲覧）

7. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

此花区、港区、住之江区では測定が行われていない。事業計画地から近いところでは、西淀川区の出来島小学校測定局で令和元年度におけるベンゼンの年平均値が $0.57 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、大正区の平尾小学校測定局でジクロロメタンの年平均値が $2.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

なお、令和元年度の市内4地点における環境基準達成状況は、表2.2.2に示すとおり、一般局(3局)、自排局(1局)の全局で達成した。

表 2.2.2 令和元年度の有害大気汚染物質のモニタリング結果

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名 (番号) 測定局名	(1)	(10)	(3)	(16)	市内 平均	環境基準 【指針値】
	北区 菅北小学校	平野区 摂陽中学校	大正区 平尾小学校	西淀川区 出来島小学校		
ベンゼン	0.66	0.64	－	0.57	0.62	3 以下
トリクロロエチレン	0.45	0.94	－	－	0.70	130 以下
テトラクロロエチレン	0.23	0.24	－	－	0.24	200 以下
ジクロロメタン	1.6	5.8	2.2	－	3.2	150 以下

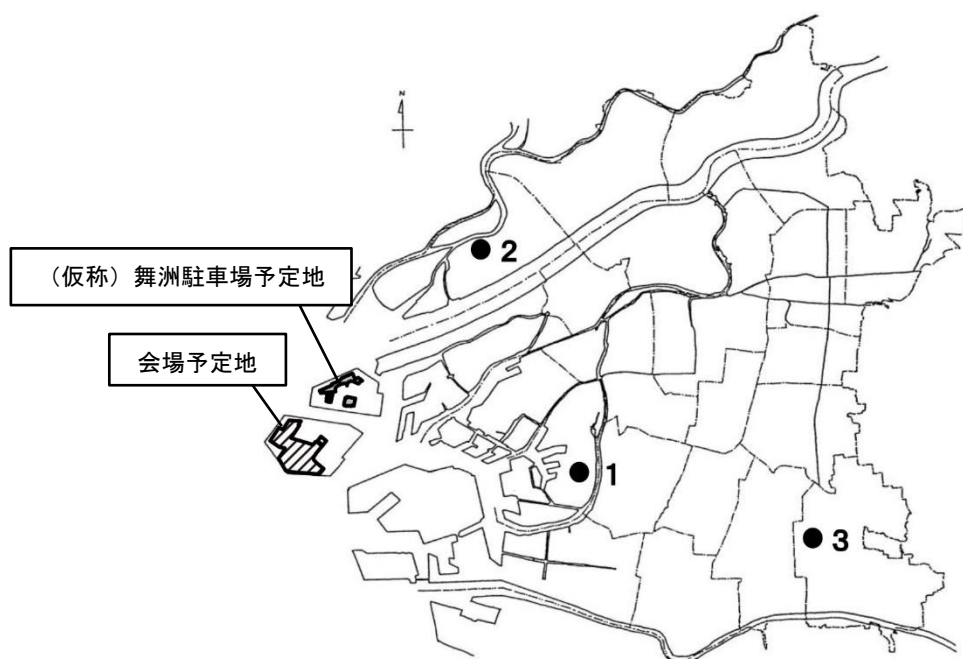
注：番号は図2.2.1に対応している。

出典：「大阪市環境白書（令和2年度版）」（大阪市ホームページ、令和3年6月閲覧）

8. ダイオキシン類

令和元年度のダイオキシン類（大気）の調査地点及び結果は、図 2.2.2 及び表 2.2.3 に示すとおりである。此花区、港区、住之江区では調査は行われていない。事業計画地から近いところでは、大正区の平尾小学校で年間平均値が 0.074pg-TEQ/m³、西淀川区の淀中学校で 0.060pg-TEQ/m³であった。

なお、市内の年間平均値の範囲は 0.060～0.077pg-TEQ/m³ であり、調査地点（3 地点）全てで環境基準（0.6pg-TEQ/m³ 以下）を達成した。



出典：「令和元年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市ホームページ、令和 3 年 6 月閲覧）

図 2.2.2 令和元年度のダイオキシン類（大気）の調査地点

表 2.2.3 令和元年度のダイオキシン類（大気）の調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

No.	調査地点	年間測定回数	測定結果の最小値～最大値	令和元年度年間平均値
1	(大正区) 平尾小学校	2	0.054～0.093	0.074
2	(西淀川区) 淀中学校	2	0.044～0.075	0.060
3	(平野区) 摂陽中学校	2	0.033～0.12	0.077

出典：「令和元年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市ホームページ、令和 3 年 6 月閲覧）」

2.2.2 水質

「大阪市環境白書（令和2年度版）」、「令和元年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和3年）及び「令和元年度ダイオキシン類環境調査結果」によると、事業計画地周辺における令和元年度の水質の生活環境項目及び健康項目、令和元年度のダイオキシン類の現況は以下に示すとおりである。

なお、令和元年度の河川・海域における水質調査地点は、図2.2.3に示すとおりである。事業計画地周辺の大阪湾水域における水質調査結果は、表2.2.4に示すとおりである。

1. 生活環境項目

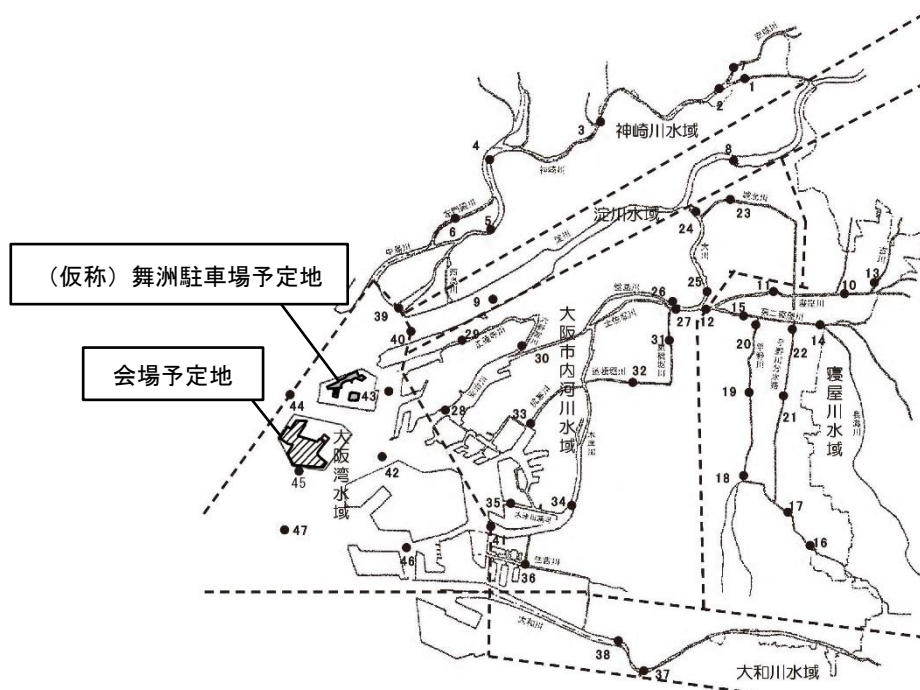
大阪湾水域は、環境基準の類型指定（海域C類型）を受けており、全9地点で調査が行われている。

令和元年度の調査結果は、pHがNo.5ブイ跡、No.25ドルフィン、北港沖1,000m、大阪港関門外、南港、大阪港C-3の6地点で最大値が8.3を超えた。全窒素は神崎川河口中央、淀川河口中央、木津川河口中央、No.5ブイ跡、No.25ドルフィン、南港の6地点で、全リンは神崎川河口中央、淀川河口中央、木津川河口中央、No.5ブイ跡、No.25ドルフィン、北港沖1,000m、南港の7地点で、年平均値が環境基準（全窒素：1mg/L以下、全リン：0.09mg/L以下）を達成しなかった。

2. 健康項目

事業計画地周辺では、全7地点で調査が行われている。

令和元年度の調査結果は、全地点において環境基準を達成した。



出典：「大阪市環境白書（令和2年度版）」（大阪市ホームページ、令和3年6月閲覧）

図2.2.3 令和元年度の河川・海域における水質調査地点

表 2.2.4 大阪湾水域における水質調査結果

No.	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
39	神崎川 河口中央	C	7.4～8.3	8.2	4.8 (5.1)	2.3	0.22
40	淀川 河口中央	C	7.7～8.2	8.4	3.9 (4.1)	1.1	0.10
41	木津川 河口中央	C	7.0～8.1	8.6	4.6 (4.6)	2.8	0.14
42	No.5 ブイ跡	C	7.5～8.5	9.5	4.3 (4.9)	1.2	0.092
43	No.25 トルフィン	C	8.0～8.4	10	4.4 (5.4)	1.2	0.11
44	北港沖 1,000m	C	8.1～8.6	11	4.2 (5.6)	0.74	0.10
45	大阪港 関門外	C	8.0～8.6	9.4	4.2 (4.4)	0.69	0.076
46	南 港	C	7.8～8.5	8.5	4.5 (4.8)	1.7	0.11
47	大阪湾 C-3	C	8.1～8.5	8.9	3.4 (3.9)	0.67	0.060
環境基準			7.0 以上 8.3 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

注：1. 表中の数値は、表層における測定値である。

2. 数値は年平均値である。(但し、pH は最小～最大を示している。)

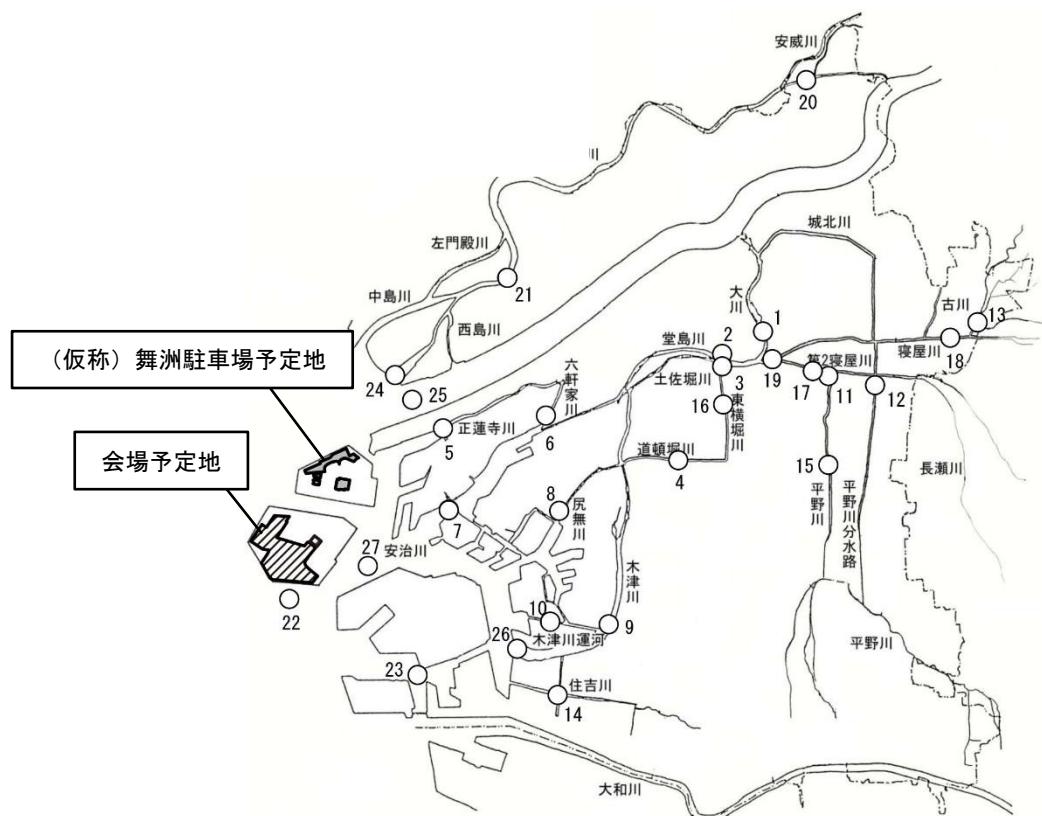
3. COD の()内の数値は、日間平均値の年間 75%値を示している。

出典：「大阪市環境白書（令和 2 度版）」（大阪市ホームページ、令和 3 年 6 月閲覧）

3. ダイオキシン類

ダイオキシン類（水質）の調査地点は、図 2.2.4 に示すとおり、海域では 6 地点で調査が行われている。同地点では水底の底質についても調査が行われており、これらの調査結果は、表 2.2.5 に示すとおりである。

平成 29 年度から令和元年度にかけて、全地点で環境基準（水質：1pg-TEQ/L 以下、底質：150pg-TEQ/g 以下）を達成した。



出典：「令和元年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市ホームページ、令和 3 年 6 月閲覧）

図 2.2.4 ダイオキシン類（水質及び底質）の調査地点

表 2.2.5 大阪市内の海域におけるダイオキシン類（水質及び底質）の調査結果

No.	調査地点	年間平均値					
		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
22	大阪港関門外	－	－	－	－	0.054	20
23	南港	0.077	3.5	－	－	－	－
24	神崎川河口中央	－	－	0.19	45	－	－
25	淀川河口中央	－	－	0.065	3.4	－	－
26	木津川河口中央	0.25	63	－	－	－	－
27	No.5 ブイ跡	－	－	－	－	0.077	13

注：海域調査地点 6 地点は、平成 28 年度から 3 年に 1 度の頻度で採水及び採泥を実施している。

出典：「平成 29 年度ダイオキシン類環境調査結果」、「平成 30 年度ダイオキシン類環境調査結果」、「令和元年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市ホームページ、令和 3 年 6 月閲覧）

2.2.3 地下水

「大阪市環境白書（令和元年度版）」及び「令和元年度ダイオキシン類環境調査結果」によると、事業計画地周辺における平成 30 年度の地下水の環境基準項目及び令和元年度のダイオキシン類の現況は、以下に示すとおりである。

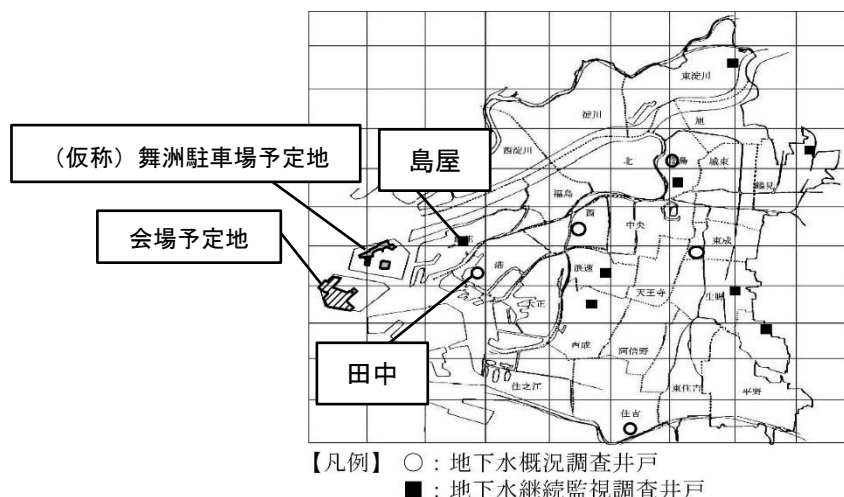
1. 人の健康の保護に関する項目

平成 30 年度の地下水汚染調査では、地域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査、前年度の概況調査等により地下水汚染の可能性がある地点・項目について汚染範囲を確認するための汚染井戸周辺地区調査、それにより地下水汚染が確認された地点・項目について継続的に監視を行うための継続監視調査が実施されている。地下水汚染調査地点は、図 2.2.5 に示すとおりである。

概況調査は大阪市内の 5 地点で行われている。事業計画地周辺では港区田中で実施されており、その結果は表 2.2.6 に示すとおりである。全ての項目について環境基準を達成した。

汚染井戸周辺地区調査は平成 30 年度については該当地点が無かったため実施されていない。

継続監視調査は、事業計画地周辺では此花区島屋でほう素について実施されており、その結果は 2.1mg/L で環境基準（1mg/L）を達成しなかった。



出典：「大阪市環境白書（令和元年度版）」（大阪市ホームページ、令和 3 年 6 月閲覧）

図 2.2.5 平成 30 年度の地下水汚染調査地点

表 2.2.6 地下水の概況調査結果

測定項目	環境基準値(mg/L)	港区田中
カドミウム	0.003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	検出せず
鉛	0.01	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02
砒素	0.01	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001
セレン	0.01	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	<0.08
ふっ素	0.8	0.32
ほう素	1	0.29
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005

出典：「大阪市環境白書（令和元年度版）」（大阪市ホームページ、令和3年6月閲覧）

2. ダイオキシン類

令和元年度のダイオキシン類（地下水質）について、事業計画地周辺では調査は実施されていない。

なお、調査は市内1地点（浪速区恵比寿西）で実施されており、その年平均値は0.041pg-TEQ/Lで環境基準（1pg-TEQ/L以下）を達成した。

2.2.4 土壌

「大阪市環境白書（令和 2 年度版）」によると、令和元年度に報告書の提出等があった土壌調査件数は 52 件であり、そのうち指定基準を超過する物質が検出された事例は 40 件であった。

会場予定地がある夢洲については、夢洲中一丁目及び夢洲東一丁目に 1 か所（埋立地特例区域）と夢洲東一丁目に 1 か所（一般管理区域）、（仮称）舞洲駐車場予定地がある舞洲については、北港白津二丁目（一般管理区域）に 1 か所、北港白津一丁目に 3 か所（埋立地特例区域）が「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されている。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の区域指定を受けた土地はない。

「令和元年度ダイオキシン類環境調査結果」によると、令和元年度のダイオキシン類（土壌）について、事業計画地周辺では調査は実施されていない。

なお、調査は市内 2 地点（西淀川区出来島小学校及び阿倍野区晴明丘中央公園）で実施されており、その年平均値は 1.3pg-TEQ/g 及び 15pg-TEQ/g で環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）を達成した。

2.2.5 騒音・振動

1. 道路交通騒音・振動

「大阪市環境白書（令和 2 年度版）」によると、事業計画地周辺における令和元年度の道路交通騒音・振動結果は、表 2.2.7 に示すとおりである。

事業計画地周辺における測定地点 5 地点のうち、騒音についての環境基準を昼夜間ともに達成したのは 3 地点、昼間のみ達成したのは大阪港八尾線（住之江区中加賀屋 1-1-28）、住吉八尾線（住之江区北加賀屋 5-7-17）の 2 地点であった。

振動については環境基準がないため、道路交通振動の要請限度と比較すると、全地点で要請限度以下の値であった。

表 2.2.7 令和元年度の事業計画地周辺における道路交通騒音・振動結果

（単位：デシベル）

対象道路	測定地点	測定結果			
		騒音 (L _{eq})		振動 (L ₁₀)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道 43 号	此花区梅香 3-17-29	64	59	47	41
大阪港八尾線	住之江区中加賀屋 1-1-28	70	66	48	41
住吉八尾線	住之江区北加賀屋 5-7-17	70	67	54	49
築港深江線	港区弁天 2-12-2	65	61	46	41
津守安立線	住之江区東加賀屋 1-2-16	61	56	45	35

注：1. 騒音についての環境基準（幹線道路に近接する空間）は、昼間（6 時～22 時）が 70 デシベル、夜間（22 時～翌朝 6 時）が 65 デシベルである。

2. 振動についての要請限度は、第一種区域で昼間（6 時～21 時）が 65 デシベル、夜間（21 時～翌朝 6 時）が 60 デシベル、第二種区域で昼間が 70 デシベル、夜間が 65 デシベルである。

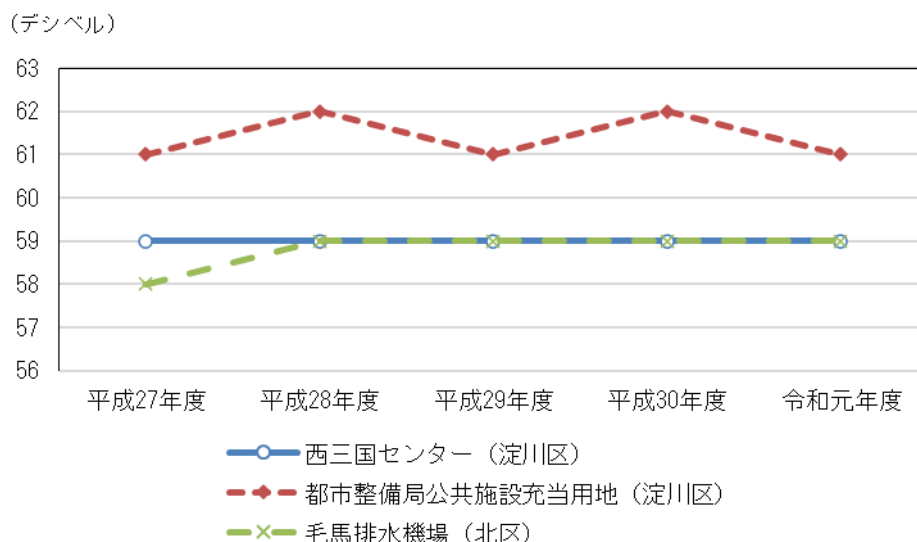
出典：「大阪市環境白書（令和 2 年度版）」（大阪市ホームページ、令和 3 年 6 月閲覧）

2. 航空機騒音

「航空機騒音について」（令和 3 年 6 月閲覧、大阪府ホームページ）、「大阪市環境白書（令和 2 年度版）」及び「航空機騒音測定結果の推移」（令和 3 年 6 月閲覧、関西エアポート株式会社ホームページ）によると、大阪市内では、大阪国際空港周辺において、大阪府による通年測定 1 地点（西三国センター）、大阪市による短期測定（通年測定を補完する）1 地点（都市整備局公共施設充当地）のほか、関西エアポート株式会社による常時観測 1 地点（毛馬排水機場）で航空機騒音測定を実施している。令和元年度の航空機測定結果は、59～61 デシベルとなっており、いずれも環境基準（57 デシベル以下）を達成しなかった。

上記 3 地点の過去 5 年間の航空機騒音の推移は、図 2.2.6 に示すとおりであり、過去 5 年間でも環境基準を超過している。

注：航空機騒音に係る環境基準については、環境庁告示の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から、加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）から時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）へと変更となった。



出典：「航空機騒音について」（令和 3 年 6 月閲覧、大阪府ホームページ）
「大阪市環境白書（令和 2 年度版）」（令和 3 年 6 月閲覧、大阪市ホームページ）
「航空機騒音測定結果の推移」（令和 3 年 6 月閲覧、関西エアポート株式会社ホームページ）

図 2.2.6 航空機騒音測定結果の推移

2.2.6 地盤沈下

「大阪市環境白書（令和 2 年度版）」によると、平成 30 年度における此花区、港区、住之江区の水準点高さの、平成 27 年度との変動量分布及び最大変動量は、表 2.2.8 に示すとおりである。

此花区では、観測水準点 14 地点のうち 7 地点で沈下が観測された。最も変動が大きかったのは、梅町 2-1〔西 16（Ⅲ）〕で-0.69cm であった。

港区では、観測水準点 12 地点のうち沈下が観測された地点はなかった。最も変動が大きかったのは、海岸通 3-4〔西仮 69〕で 1.02cm であった。

住之江区では、観測水準点 6 地点のうち、2 地点で沈下が観測された。最も変動が大きかった

たのは、南港東 1-6〔南 66〕で-0.51cm であった。

表 2.2.8 各区における水準点高さの変動量分布及び最大変動量(平成 27 年度調査比)

(平成 30 年度調査実施)

区分	観測 水準 点数	変動量分布				最大変動量	
		沈下			±0.0 cm	変動量 (cm)	所在地〔水準点番号〕
		2cm 以上	1cm 以上	1cm 未満			
此花区	14	0	0	7	1	-0.69	梅町 2-1 〔西 16 (Ⅲ)〕
港区	12	0	0	0	0	1.02	海岸通 3-4 〔西仮 69〕
住之江区	6	0	0	2	0	-0.51	南港東 1-6〔南 66〕

出典：「大阪市環境白書（令和 2 年度版）」（大阪市ホームページ、令和 3 年 6 月閲覧）

2.2.7 悪臭

「大阪市環境白書（令和 2 年度版）」によると、令和元年度の大阪市内の悪臭に係る苦情件数は、285 件で全公害苦情件数 1,545 件の 18.4%を占めていた。発生源別にみると、「工場・事業場」が 151 件、「飲食店営業」が 50 件、「不明」が 41 件となっている

2.2.8 日照障害

日照障害について、大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」（平成 12 年大阪市条例第 62 号）に基づき、日影規制が行われている。万博会場予定地の用途地域は、準工業地域及び商業地域に指定されている。なお、商業地域及び臨海地区の準工業地域は、「大阪市建築基準法施行条例」に基づく日影規制の対象区域外である。

2.2.9 電波障害

電波障害とは、建築物がテレビ電波の伝搬路を遮へいすることなどによって、テレビ電波の受信に障害が生じることである。高層建築や鉄塔などの影響で発生することが多いとされている。

2.2.10 廃棄物

1. 一般廃棄物

「大阪市環境白書（令和 2 年度版）」によると、大阪市では、令和 2 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を改定し、前計画において将来目標としていた「2025 年度のごみ処理量：84 万トン」を引き続き目指して、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取組み（2R）を進め、ごみ減量に向けた取り組みを行うこととしている。

大阪市のごみ処理量は、廃棄物等の発生抑制、再使用や再生利用を推進した結果、平成 3 年度のごみ処理量 217 万トンに対し、令和元年度は 93 万トンとなっている。

なお、会場予定地がある夢洲の西側の一部は大阪市の最終処分場としてごみ焼却灰等を受け入れており、受入最終年度は 2025 年度である。また、廃棄物の広域的処理の観点から「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている「大阪湾フェニックス計画」に参画し、長期的展望に立った最終処分地（事業計画地の南側海域）の確保を図っている。その他には周辺にごみの焼却工場として、此花区に舞洲工場、住之江区に住之江工場（現在休止中）がある。

なお、東日本大震災により生じた廃棄物の広域処理について、大阪市では、平成 25 年 9 月 10 日をもって、北港処分地における焼却灰の埋立処分を完了している。広域処理終了後も、引き続き、空間線量率や放射能濃度の測定を継続し、受け入れによる影響がないことを確認し、全てのデータを公表している。

< 広域処理の埋め立て処分の概要 >

- ・平成 25 年 9 月 4 日：舞洲工場へ最終搬入
- ・平成 25 年 9 月 7 日：舞洲工場において焼却炉へ最終投入
- ・平成 25 年 9 月 10 日：北港処分地において焼却灰の埋立処分を終了
- ・処理量計：約 15,300 トン（平成 24 年度・平成 25 年度）

2. 産業廃棄物

「大阪市環境白書（令和 2 年度版）」によると、平成 26 年度の大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で 690 万トン（公共施設を含む）であり、そのうち 685 万トン（99.3%）が中間処理され、331 万トン（48.0%）の処理残さが生じ、354 万トン（51.4%）が減量化された。

再生利用量は 321 万トンで、最終処分量は 14 万トンとなっている。

2.2.11 景観

「大阪市景観計画」（大阪市、令和 2 年）によると、大阪市域全域は景観計画区域として定められている。景観計画区域は、基本届出区域及び重点届出区域により構成され、地域特性に応じた景観形成が行われている。

事業計画地周辺は、基本届出区域のうち、概ね大阪港に臨む範囲として臨海景観形成区域に設定されている。

2.2.12 地球環境

「大阪市環境白書（令和2年度版）」によると、2018（平成30）年度における大阪市域からの温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、1,604万トン-CO₂であり、2013（平成25）年度の2,004万トン-CO₂と比較して約20%減となっている。（2018年度排出量は、算定に用いた各種統計等の年報値が未公表のものに、直近年度の値を代用しているため、暫定値である。）

二酸化炭素の部門別排出量は、表2.2.9に示すとおりである。2013年度と比較すると、産業部門（製造業など）、業務部門（オフィスなど）、家庭部門、運輸部門（自動車・鉄道）、はそれぞれ減少しているが、廃棄物部門は増加している。

表 2.2.9 部門別二酸化炭素排出量の比較

部門	2013 年度 排出量 (万 t-CO ₂)	2018 年度 排出量 (万 t-CO ₂)	増減率
産業	622	559	10%減
業務	624	412	34%減
家庭	439	340	23%減
運輸	269	241	10%減
廃棄物	50	52	4%増
合計	2,004	1,604	20%減

出典：「大阪市環境白書（令和2年度版）」（大阪市ホームページ、令和3年6月閲覧）

2.2.13 公害苦情

令和元年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数は、表 2.2.10 に示すとおりである。大気汚染、騒音、振動については工事・建設作業から、悪臭については工場・事業場からが最も多く、水質汚濁についての苦情はなかった。

また、事業計画地周辺の公害苦情件数は、表 2.2.11 に示すとおりである。此花区は大気汚染、港区、住之江区は騒音の苦情件数が最も多かった。

表 2.2.10 令和元年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数

区分	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音 ¹⁾	振動	悪臭	その他 ²⁾	合計
	工場・事業場 ³⁾	22	0	106	9	151	1	289
	工事・建設作業	215	0	473	86	8	5	787
	飲食店営業	2	0	61	0	50	0	113
	カラオケ	0	0	83	0	0	0	83
	移動発生源 ⁴⁾	1	0	5	7	0	0	13
	家庭生活 ⁵⁾	0	0	0	1	0	0	1
	野焼き	1	0	0	0	1	0	2
	その他 ⁶⁾	21	0	122	2	34	14	193
	不明	5	0	15	2	41	1	64
	大阪市	267	0	865	107	285	21	1,545

注：1. 低周波音を含む。

2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

3. 焼却(施設)、産業用機械作動、産業排水を含む。

4. 自動車運行、鉄道運行、航空機運航を含む。

5. 機器、ペット、その他を含む。

6. 漏出・漏洩、廃棄物投棄、自然系を含む。

出典：「大阪市環境白書（令和2年度版）」（大阪市ホームページ、令和3年6月閲覧）

表 2.2.11 令和元年度の事業計画地周辺の公害苦情件数

区分	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音 ¹⁾	振動	悪臭	その他 ²⁾	合計
周辺地域	此花区	13	0	5	4	1	1	24
	港区	7	0	25	3	4	0	39
	住之江区	9	0	26	5	3	0	43
	大阪市	267	0	865	107	285	21	1,545

注：1. 低周波音を含む。

2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

出典：「大阪市環境白書（令和2年度版）」（大阪市ホームページ、令和3年6月閲覧）